

悪質ホストクラブによる被害の実態

⑥営業許可の取消しを受ける前に許可証を返納し、別の営業所として営業を開始

①料金に関する虚偽説明

④売掛金等の取り立てに際して、「支払わなければ実家に行く」等と言う行為

⑤女性客が売掛金等の支払のために女性客に売春等を唆す行為

女性客の初回入店

売掛金、立替金等の蓄積

売掛金、立替金等の悪質な取立て

②いわゆる色・恋を手段として女性を依存させる行為

③女性客を酒に酔わせ、正常な判断ができない状態で高額な遊興・飲食をさせる行為

売春、性風俗勤務等のあっせん

処分逃れ

売春防止法、職業安定法違反での取締り

風営法に基づく行政処分

風営法違反での取締り・処罰

悪質ホストクラブへの**処罰（論点1）**と**排除（論点2）**を実効性のあるものとするために、いかなる対策が考えられるか？

論点 1 「処罰」：風営適正化法における罰則

これまでの検討会での御意見

- ・ ホストクラブが今増えているのは、儲かるからである。スカウトバックを含め、ホストやホストクラブが得ている利益を精査する必要がある。

【風営適正化法における罰則①】

第49条：2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこれらの併科

- ・ 風俗営業の無許可営業
- ・ 不正手段による風俗営業等の許可等の取得
- ・ 風俗営業者等の名義貸し
- ・ 風俗営業者等の営業停止等命令違反
- ・ 店舗型性風俗関連特殊営業等の禁止区域等営業

第50条第1項：1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科

- ・ 風俗営業者等の無承認構造・設備変更
- ・ 年少者保護を目的とした禁止行為違反 等

第51条：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- ・ 指定試験機関の職員等による秘密漏えい

第52条：6月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科

- ・ 客引き等行為
- ・ 性風俗関連特殊営業の無届営業 等

第53～55条、第57条：罰金刑・過料のみ（10万円～100万円以下）

【組織的犯罪処罰法との関係（参考）】

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
(平成11年法律第136号) (抄)

第2条 (略)

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。

一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為… (略) …
により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪 (以下略)

ロ 別表第一 (第三号を除く。) 又は別表第二に掲げる罪

※ 風営適正化法上の罪の中では、別表第二に、**風俗営業の無許可営業**が掲げられているのみ

※ 犯罪収益等については、隠匿罪 (第10条、10年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科)、収受罪 (第11条、7年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科)、没収 (第13条) 等が規定

【風営適正化法違反の検挙事例①】

○ 事例 1

- ・ 単なる従業員を経営者と偽り、風俗営業の許可を取得してキャバクラを約 2 年間営んだもの
- ・ 実質的な経営者を無許可営業で、従業員を名義貸しで検挙（平成31年 3 月、神奈川県警）

○ 事例 2

- ・ 事例 1 と同様の違反形態でキャバクラを約 2 年間営んだもの
- ・ 実質的な経営者を無許可営業で、従業員を名義貸しで検挙（令和 3 年 5 月、警視庁）

○ 事例 3

- ・ 風俗営業の許可を取得せずにホストクラブを約 1 年間営んだもの
- ・ 経営者を無許可営業で検挙（令和 6 年 5 月、警視庁）

○ 事例 4

- ・ 営業禁止地域内において店舗型性風俗特殊営業を約 1 年間営んだもの
- ・ 経営者を店舗型性風俗特殊営業の禁止地域営業で検挙（令和 5 年 6 月、神奈川県警）

○ 事例 5

- ・ 事例 4 と同様の違反形態で約 2 年間営んだもの
- ・ 経営者を店舗型性風俗特殊営業の禁止地域営業で検挙（令和 4 年 6 月、大阪府警）

 各事例の売上げは約9,000万～約10億円（1 か月当たり約900万～7,500万円）

※ いずれの事例も第49条の罰則（2 年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこれらの併科）が適用

論点 1 「処罰」：風営適正化法における罰則

これまでの検討会での御意見

- ・ ホストが個人事業主であっても、そのホストを管理している以上、**店にも罰則を設けるべき**であり、そうしないと店はいつまでも続くことになる。
- ・ **末端の従業員の違法行為について経営者層に責任を負わせることができていない。**

【風営適正化法における罰則②：両罰規定】

第49条：2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこれらの併科

- ・ 風俗営業等の無許可営業
- ・ 不正手段による風俗営業等の許可等の取得
- ・ 風俗営業者等の名義貸し
- ・ 風俗営業者等の営業停止等命令違反
- ・ 店舗型性風俗関連特殊営業等の禁止区域等営業

第50条第1項：1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金 又はこれらの併科

- ・ 風俗営業者等の無承認構造・設備変更
- ・ 年少者保護を目的とした禁止行為違反 等

第52条：6月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科

- ・ 客引き等行為
- ・ 性風俗関連特殊営業の無届営業 等

第53～55条：罰金刑・過料のみ（10万円～100万円以下）

第56条：

○ 法人（営業者等）の代表者
又は
○ 法人等（営業者等）の従業者
が、
法人等の営業に関し、
左記の違反行為をしたとき



○ 行為者を罰する

+

○ その法人等に対し、各本条
の罰金刑を科する

∴ 行為者（従業者等）の罰金と
法人等（営業者等）の罰金の
法定刑は同額

【風営適正化法違反の検挙事例②】

○ 事例 1

- ・ 特定遊興飲食店営業の許可（法人名義）しか取得せず、風俗営業（キャバクラ）を約半年間営んだもの
- ・ 法人の代表者、法人とも無許可営業で検挙（令和 6 年 2 月、愛知県警）

○ 事例 2

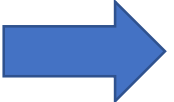
- ・ 事例 1 と同様の違反形態で風俗営業を約 1 年間営んだもの
- ・ 法人の代表者、法人とも無許可営業で検挙（令和 6 年 1 月、愛知県警）

○ 事例 3

- ・ 営業禁止区域内において、店舗型性風俗特殊営業を約 3 年間営んだもの
- ・ 法人の代表者、法人とも店舗型性風俗特殊営業の禁止区域営業で検挙（令和 2 年 2 月、大阪府警）

○ 事例 4

- ・ 風俗営業の許可（法人名義）を取得しているのみで、営業禁止地域内において店舗型性風俗特殊営業を約 4 年間営んだもの
- ・ 法人の代表者、法人とも店舗型性風俗特殊営業の禁止区域営業で検挙（令和元年10月、奈良県警）

 各事例の売上げは約 3 億2,000万～約16億9,000万円
(1 か月当たり約700万～ 2 億1,100万円)

〔 ※ いずれの事例も法人の代表者の違反行為により、両罰規定（行為者・法人とも罰金刑は200万円以下）が適用 〕

 風営適正化法における罰則が十分か？

論点2「排除」：風俗営業の許可制度の概要

○許可基準の全体像

風俗営業の許可申請があったときは、公安委員会がその内容を審査し、以下の全ての基準を充足する場合に限って許可をする。

① 人的欠格事由

- ② 営業所の基準
- ③ 営業制限地域
- ④ 管理者の選任に関する基準
- ⑤ 遊技機の基準（4号営業のみ）

- ・ 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は一定の罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられるなどした日から起算して5年を経過しない者
 - ・ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者
 - ・ 第26条の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
 - ・ 風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分決定の日までの間に許可証の返納をした者で当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
 - ・ 法人でその役員のうちに人的欠格事由に該当する者があるもの
- 等の欠格事由を規定（第4条第1項）

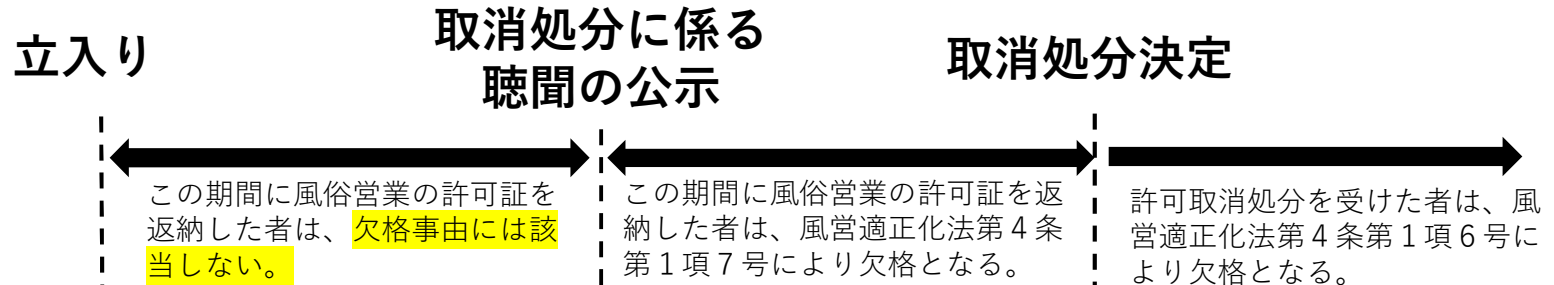
許可後に人的欠格事由に抵触が生じたときは、取消事由の問題になる（第8条第2号）。

論点2「排除」：悪質な営業を行うホストクラブ

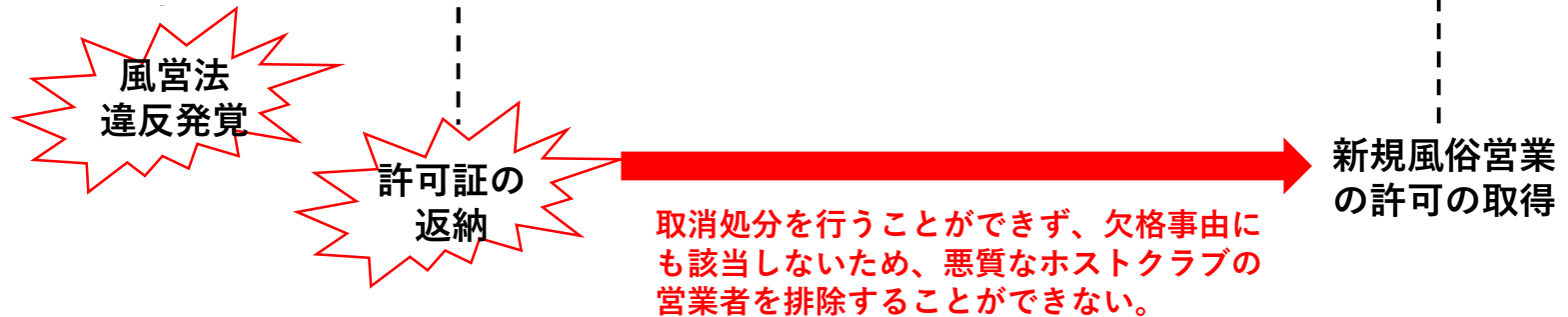
これまでのヒアリング内容

- 悪質なホストクラブの中には、行政処分を受ける前に廃業することで、行政処分を逃れている実態がある。

処分決定までのフロー



処分逃れの例



〈事例〉

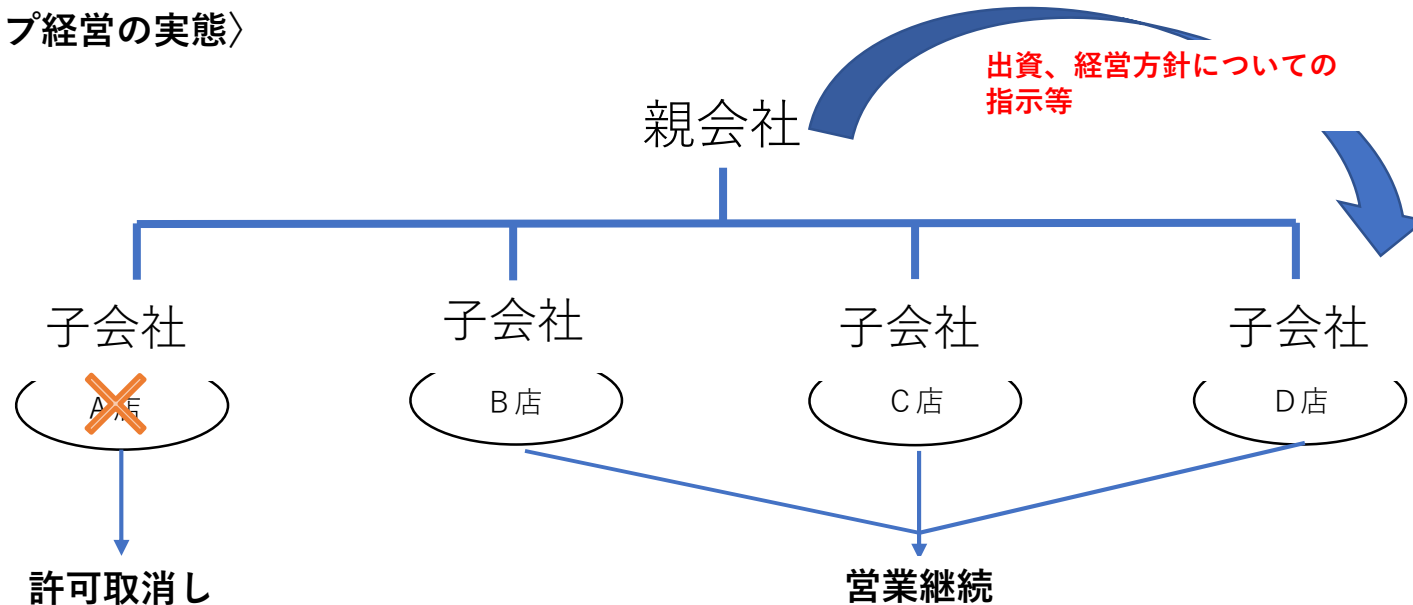
ホストクラブへの立入りを実施したところ、承認を受けることなく、客席を囲う透明ガラス板に不透明のシートを貼付して営業所の内部を仕切るための設備等を設けるなどしており、無承認構造変更で取消処分手続を進めていたが、聴聞の公示前に許可証が返納された。

論点2「排除」：悪質な営業を行うホストクラブ

これまでのヒアリング内容

- いわゆるグループ経営を行うホストクラブでは、多くの場合、店舗ごとに1社ずつ法人を立ち上げている。これは、グループのうち1店舗が行政処分を受けた場合でも、他の店舗の経営を継続するためだと考えられる。

〈グループ経営の実態〉



〈事例〉

- 会長と称する人物が経営する親会社の下で、複数の法人等がそれぞれ許可を取得して風俗営業を営む、いわゆるグループ経営を行うホストクラブのうち複数の店舗で、無承認構造変更や二十歳未満の者への酒類提供等、様々な風営適正化法違反行為が敢行されていた。

論点2「排除」：悪質な営業を行うホストクラブ

これまでのヒアリング内容

- ・ 悪質なホストクラブの中には、暴力団等に上納金を納めている事例がある。

〈暴力的不法行為者と風俗営業者の関係〉

暴力的不法行為者

欠格事由に該当することを避けるため、風俗営業に表立って関与することはしない

出資
上納金の要求

上納金

上納金を納めるため、法令違反行為に及んでも利益を得ようとする事例が発生している

風俗営業者



〈事例〉

- ・ 暴力団組員と親交を有し、同暴力団にみかじめ料を支払っている人物が、県公安委員会の許可を得ずに接待を伴うホストクラブを営業し、従業員に接待行為をさせるなどしていた（当該店舗については風営適正化法違反（無許可営業）で検挙（令和6年6月、福岡県警）。）。

いかなる者を、どの段階で風俗営業から排除すべきか？

「風俗営業の許可制度の概要」の関連法令等①

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

（許可の基準）

第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
 - イ 第四十九条又は第五十条第一項の罪
 - ロ～カ （略）
- 三 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- 四 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 五 心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- 六 第二十六条第一項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）
- 七 第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して五年を経過しないもの
- 八 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第十条第一項第一号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該消滅又は返納の日から起算して五年を経過しないもの
- 九 第七号に規定する期間内に分割により同号の聴聞に係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）又はこれらの法人の同号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該分割の日から起算して五年を経過しないもの
- 十 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が風俗営業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び次号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。
- 十一 法人でその役員のうちに第一号から第九号までのいずれかに該当する者があるもの

「風俗営業の許可制度の概要」の関連法令等②

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

（許可の取消し）

第八条 公安委員会は、第三条第一項の許可を受けた者（第七条第一項、第七条の二第一項又は前条第一項の承認を受けた者を含む。第十一条において同じ。）について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により当該許可又は承認を受けたこと。
- 二 第四条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当していること。
- 三 正当な事由がないのに、当該許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。
- 四 三月以上所在不明であること。

※ 東京高判平成11年3月31日判時1689・51

取り消すことが「できる」というのは、公安委員会に取消権を行使するかどうかの裁量を認めたものとさされており、裁判例上も「許可後の取消し（撤回）の場合には、当初の許可の是非の判断と異なり、当初の許可を前提として新たな法律秩序が次々と形成されているから、違反行為の性質、態様などに伴う取消し（撤回）の必要性、取消し（撤回）による相手方への影響の程度も比較考量の上、取消し（撤回）の是非を判断するのが相当であると解される…『取り消すことができる』との規定振りは公安委員会の権限を示すのみでなく、その裁量の余地を示した規定とみることが相当である」とされている。

○審査基準等のモデルの改定について（通知） （令和6年9月11日付け警察庁丙保発第110号）

根拠条項：第8条

処分の概要：風俗営業の許可の取消し

処分基準：風俗営業等適正化法第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可（承認）を取り消すこととする。

- ・ 第4条第1項第11号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。